

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ありがとうサービス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 井本 雅之
- (3) 所在地：愛媛県今治市八町西三丁目 6 番 30 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

平成30年 3月29日認定 「認1711001769」「認1711001770」「認1711001771」  
「認1711001772」  
同年 9月 5日認定 「認1811003177」「認1811003178」「認1811003179」  
「認1811003180」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 12 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：上野 東一
- (2) 代表者職氏名：上野 東一
- (3) 所在地：茨城県結城郡八千代町大字菅谷 756 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

- 平成30年 3 月 9 日認定「認1703000537」
  - 同年10月 3 日認定「認1803006942」
- 平成31年 3 月 5 日認定「認1803010706」
  - 同年 4 月16日認定「認1803011735」
- 令和元年 7 月10日認定「認1903001779」
  - 同年12月 6 日認定「認1903007940」
- 令和 2 年 4 月27日認定「認2003000186」
  - 同年 7 月28日認定「認2003003046」
  - 同年12月11日認定「認2003006296」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 12 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 2 号及び第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：澤井建設株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 澤井 斉
- (3) 所在地：富山県中新川郡立山町女川新 122 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

- 平成31年4月11日認定「認1907000281」  
令和元年6月19日認定「認1907003255」「認1907003256」  
令和2年2月27日認定「認1907013864」  
同年4月22日認定「認2007000324」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年12月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社 J A C
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 馬場 秀和
- (3) 所在地：鹿児島県鹿屋市下堀町 2945 番地 15

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

平成30年7月27日認定「認1813004069」「認1813004070」「認1813004071」  
「認1813004072」

同年8月16日認定「認1813005861」「認1813005862」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年12月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社GWE
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 毛利 直彦
- (3) 所在地：大阪府堺市南区小代 138 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

- 平成30年5月30日認定「認1808002024」  
同年10月22日認定「認1808016446」「認1808016447」  
同年12月26日認定「認1808035292」  
令和元年7月10日認定「認1908007128」  
同年7月26日認定「変認1908000448」「変認1908000449」  
令和3年1月4日認定「変認2008000972」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年12月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社匠組
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 水越 恭史
- (3) 所在地：岐阜県岐阜市八代一丁目 16 番 3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

平成30年11月2日認定「認1806047459」「認1806047460」「認1806047461」

同年11月21日認定「認1806050871」「認1806050872」

令和元年11月15日認定「認1906033616」「認1906033617」

令和2年3月24日認定「認1906068722」「認1906068723」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年12月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：樽本 晃
- (2) 代表者職氏名：樽本 晃
- (3) 所在地：兵庫県宍粟市一宮町須行名 138 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

平成30年5月31日認定「認1708011807」「認1708011808」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年12月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第2号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：翼工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 原田 勝彦、代表取締役 中尾 敏彦
- (3) 所在地：大分県中津市豊田町 1 番地 11

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

平成 30 年 8 月 21 日認定「認 1812006370」「認 1812006371」「認 1812006372」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 3 年 12 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。



【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社中七商店
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中西 幸雄
- (3) 所在地：徳島県阿南市橘町汐谷山 78 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

平成30年6月1日認定「認1810000431」「認1810000432」  
同年6月5日認定「認1810001369」「認1810001370」  
同年10月9日認定「認1810003207」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年12月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：有限会社ニード
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川松 和久
  - (3) 所在地：茨城県水戸市本町二丁目 6 番 17 号
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）  
令和元年5月20日認定「認1803012148」「認1803012149」  
令和2年4月8日認定「認2003000150」「認2003000151」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和3年12月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社ノデリカ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 神野 真美
- (3) 所在地：徳島県阿南市橘町幸野 391 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

平成30年2月5日認定「認1710000720」

同年5月18日認定「認1810000488」「認1810000492」

同年6月15日認定「認1810001891」「認1810001892」

同年11月13日認定「認1810005473」「認1810005474」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年12月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社フロム・ワン
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 榎原 義二
- (3) 所在地：大阪府大阪市大正区鶴町三丁目 1 番 6 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

平成30年7月6日認定「認1808003120」「認1808003121」「認1808003122」  
令和元年9月4日認定「認1908019468」「認1908019469」「認1908019470」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年12月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第2号及び第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：森田 浩一
- (2) 代表者職氏名：森田 浩一
- (3) 所在地：高知県南国市大埴甲 1350 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）

平成 30 年 6 月 14 日認定「認 1811001781」「認 1811001782」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 12 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。